



最高裁秘書第1134号

平成30年3月26日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

() 理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

諮問番号 平成29年度（最情） 諒問第92号

(担当) 秘書課文書開示第一係 電話03-3264-8330 (直通)

平成30年3月20日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今崎幸彦



理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諒問日等

(1) 諒問日

3月20日

(2) 諒問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、「本件対象文書が本当に存在しないかどうか不明である」旨主張しているが、当該判断は相当であると考える。

2 理由

(1) 開示申出の内容

最高裁が、日弁連に対し、70期二回試験の結果を伝えるために送付した文書

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、3月5日付で、不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア 本件司法行政文書開示請求書の「3その他」欄に記載された内容を含め、最高裁判所において所管する司法修習生の考試に関する事務において、第7

0期司法修習生考試の結果を日本弁護士連合会に伝えるために、文書を作成する必要性はなく、対象となる文書は、作成又は取得していない。

イ よって、本件申出に係る文書を不開示とした原判断は相当である。